

平成14年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[国際私法]

日本法人XとA国法人Yは、YのB国工場で製造した製品をXが購入し、Xがこれを日本において独占的に販売することを内容とする契約を締結することとした。そして、たまたま国際見本市が開催されていたC国に両者の代表が滞在することが判明したため、本件契約はC国において締結された。なお、当該製品はXの注文により日本市場の特性に合わせたものであり、契約書は日本語で作成されていたが、価格はアメリカ・ドルで表示されていた。

本件契約締結の1年後、当該製品の事故により消費者が傷害を負うという事故が日本で発生し、それが報道されて販売は激減した。そこで、Xは本件契約を解除したいと考えている。Xが本件契約を解除できるか否かを判断する準拠法はどのように決定すべきか。

【50点】

論点 [国際私法]

契約の準拠法についての基本的理解を問う。

- ・ 契約解除の成否の問題が、法例 7 条の問題であること。
- ・ 同条 1 項の当事者自治と同 2 項の行為地法との関係を理解し、議論できること。